鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類に係る法第三十六条第一項第一号イ及びハに掲げる物	（略）	（略）
法第三十六条第一項第一号ロに掲げる物	（略）	（略）

（飼料用以外の用途に供する穀物のわら）

第四十三条の二　法第三十六条第一項第一号ロ及び第三十七条第一項第二号の飼料用以外の用途に供する穀物のわらとして農林水産省令で定めるものは、飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものとする。

第四十四条　（略）

2　（略）

（削る。）

（指定検疫物）

第四十五条　法第三十七条第一項の指定検疫物は、次に掲げる物（製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの及び農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従い輸出されるものを除く。）とする。

一　次に掲げる動物及びその死体

イ　（略）

ロ　鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）

ハ　犬

ニ　うさぎ

ホ　蜜蜂

二　（略）

三　第一号の動物の骨、歯牙、肉、脂肪、血液、体液、皮、毛、羽、角、くちばし、蹄、爪、腱、臓器及び細胞

四～六　（略）

七　第一号から第五号までの物を原料とする加工品（前号の物を除く。）

鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	（略）	（略）
法第三十七条第一項第二号に掲げる物	（略）	（略）

（新設）

第四十四条　（略）

2　（略）

3　前項の輸入許可証明書の交付を受けた者は、これを発送人に送付し、当該禁止品に添付して、又は当該禁止品とともに、発送させなければならない。

（指定検疫物）

第四十五条　法第三十七条第一項の指定検疫物は、次のとおりとする。

一　次に掲げる動物及びその死体

イ　（略）

ロ　鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）（これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ハ　犬（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ニ　うさぎ（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ホ　蜜蜂（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

二　（略）

三　第一号の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器

四～六　（略）

（新設）